

事 務 連 絡  
平成 27 年 12 月 28 日

各都道府県  
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

平成 27 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準拠した  
公定価格改定を想定した対応について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、政府閣議において、平成 27 年度補正予算案が決定され、このうち、本年 8 月の人事院勧告により国家公務員の給与が改定された場合に伴う所要の財源についても盛り込んでいるところです。補正予算案については、今後、次期通常国会において審議されることとなりますが、本勧告により国家公務員の給与が改定された場合、施設型給付費等（私立保育所に対する委託費、地域型保育給付を含む。）の公定価格の改定も見込まれるところです。

そうした中であって、各自治体におかれては、公定価格の改定があった場合に伴う財政措置（下記参照）が生じうることを念頭に、給付事務の円滑な実施が図られるよう、財政当局との事前調整を図るなど、特段のご配慮の程お願い致します。

記

<平成 27 年人事院勧告に伴う改善>

平成 27 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士及び幼稚園教諭等の待遇改善（保育士及び幼稚園教諭等 平均 +1.9%程度）

実施時期：平成 27 年 4 月 1 日

（本件照会先）

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

TEL：03-5253-2111（代表）内線 38347

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-5253-4111（代表）内線 3139

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線 7962